

◎少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例施行規則

平成十四年一月二十五日 公安委員会規則第一号

(届出書の提出)

第一条 少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例(平成十三年長崎県条例第六十七号。以下「条例」という。)及びこの規則の規定により長崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届出書を提出する場合には、正副二通の届出書を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出書の提出は、当該届出に係る利用カード等販売所(以下「販売所」という。)の所在地を管轄する警察署長を経由しなければならない。

(利用カード等販売業の開始等の届出)

第二条 条例第六条第一項に規定する利用カード等販売業の開始の届出は、別記様式第一号の利用カード等販売開始届出書を提出して行うものとする。

2 条例第六条第一項第四号の公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (一) 利用するテレホンクラブ等営業所の名称及び所在地並びに電話番号
- (二) 利用カード等販売業の内容及び当該販売業に使用する電話番号
- (三) 販売所における業務の実施を統括管理する者の氏名及び住所
- (四) 自動販売機の取扱方法及び自動販売機を設置する少年立入禁止場所の営業種別
- (五) 販売所の周囲二百メートル以内の状況を示す略図及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく用途地域を証明する資料
- (六) 利用カード等販売業を開始しようとする年月日

(利用カード等販売業の廃止又は変更の届出)

第三条 条例第六条第二項に規定する利用カード等販売業の廃止又は変更の届出は、廃止の場合にあっては別記様式第二号の廃止届出書を、変更の場合にあっては別記様式第三号の変更届出書を提出して行うものとする。

(利用カード等販売業者の表示事項)

第四条 条例第七条第三項の公安委員会規則で定める事項は次のとおりとする。

- (一) 利用カード等販売所の名称及び所在地
- (二) 自動販売機を管理する者の氏名及び住所

(違反に係るはり札又は立看板の除却方法)

第五条 公安委員会は、条例第九条第三項の規定により警察職員等に違反に係る広告物を除却させようとする場合において、当該広告物がはり札又は立看板(以下「はり札等」という。)であるときは、当該はり札等に別記様式第4号の除却通告書をちよう付し、当該除却通告書に記載する除却期限を経過した後でなければこれをを行うことができない。

2 前項の除却通告書に記載する除却期限は、当該除却通告書を違反に係るはり札等にちよう付した日の翌日から起算して五日以上の期限を定めるものとする。

(除却した違反に係るはり札等の保管及び処分)

第六条 条例第九条第二項又は第三項の規定により除却した違反に係るはり札等は、除却した日から起算して七日以上適当な施設又は場所において保管した後でなければ、これを処分することができない。

(公安委員会への提出資料)

第七条 条例第十三条第一項の資料は次のとおりとする。

- (一) 従業員名簿
- (二) 自動販売機の設置に関する契約書及び領収書類
- (三) 広告又は宣伝に関する契約書及び領収書類
- (四) 広告又は宣伝に関するビラ等
- (五) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる資料

(立入証の様式)

第八条 条例第十三条第三項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。